

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業 事業契約書第 71 条第 4 項及び別紙 4-1 の規定に基づき契約金額の改定を行う必要があることから、平成 27 年第 3 回市議会定例会において議決された契約金額を変更するものである。

【事業契約書第 71 条第 4 項】

サービス購入料の額は、別紙 4-1 「サービス購入料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定（金利変動及び物価変動に伴うサービス購入料の改定等）されるものとする。

1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

(サービス購入料の構成)

業 務	サービス購入料	支払時期
給食センター等の 設計・建設業務	サービス購入料A (一括払い)	給食センター等の引渡し後に支払う
	サービス購入料B (割賦払い)	給食センター等の引渡し後から事業期間終了までの間にわたり四半期ごとに支払う
開業準備業務	サービス購入料C (一括払い)	開業準備完了後に支払う
給食センター等の 維持管理・運営業務	サービス購入料D (固定料金)	維持管理・運営期間中に四半期ごとに支払う
	サービス購入料E (変動料金)	維持管理・運営期間中に四半期ごとに支払う

2 サービス購入料Bの改定について

(1) 建設工事費デフレーターの変動に基づく改定

設計・建設業務の内、建設工事業務費を対象としており、「建設工事費デフレーター 工事種別：非住宅(非木造)」に係る「入札時点(平成 27 年 5 月時点)の指標値」と「建設工事着工日の属する月の前 3 か月分の指標値の平均値」を比較し、1.5%以上の変動がある場合には、1.5%を超える部分の変動を支払額に反映することとしている。

今回、次のとおり 1.5%以上の変動が確認された。

建設デフレーターの変動 n : 109.6 → r : 107.1 △2.281%

デフレーター_n：建設着工月の前3か月分（平成28年1月から平成28年3月）の「建設工事費デフレーター^(※1) 工事種別：非住宅(非木造)」の指標の
 平均値

デフレーター_r：入札提出書類の締切日が属する月（平成27年5月）の指標

(※1) 建設工事費デフレーターとは、建設工事に係る名目工事費額を基準年度の実質額に変換するものであり、2005年度を100とした指標である。

(2) 基準金利の確定に基づく支払金利の改定

支払金利は、基準金利^(※2)と事業者が提案するスプレッド^(※3)の合計とし、**基準金利設定は、給食センター引渡日の2営業日前（平成29年5月29日）である。**

支払については、維持管理・運営期間に、年4回（計59回）の元利均等返済である。

(支払金利)

	改定前	改定後	改定率
支払金利	1.219%	0.849%	△0.370%
基準金利	0.809%	0.439%	△0.370%
スプレッド	0.410%	0.410%	0%

(※2) 基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBOR ベース15年物(円-円)

金利スワップレートである。

(※3) スプレッドとは、事業者が金融機関から借入して返済するときの金利上乗せ分である。

3 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について

サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、**「契約締結年度（平成27年度）」と「支払い対象となる平成30年度の維持管理・運営の前々年度4月が属する年（平成28年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」**を比較し、**1.5%以上の変動**があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしている。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内「**運営費相当額（電気代相当分）**」、「**運営費相当額（ガス代相当分）**」及び、変動料金分の内「**電気代相当分の単価**」、「**ガス代相当分の単価**」であり、改定率は以下のとおりである。

(改定率)

項目	改定対象費用	平成27年度 価格指数(Io)	平成28年度 価格指数(In)	改定率 (In/Io)-1
固定 料金 分	維持管理費相当分	99.0	98.6	△0.41%
	運営費相当額（光熱水費相当分を除く）	102.8	103.2	0.38%
	運営費相当額（電気代相当分）	96.8	87.3	△9.88%

	運営費相当額（ガス代相当分）	96.3	84.1	<u>△12.65%</u>
	運営費相当額（上下水道料相当分）	100.0	100.7	0.70%
変動料金分	光熱水費相当分以外の単価	102.8	103.2	0.38%
	電気代相当分の単価	96.8	87.3	<u>△9.88%</u>
	ガス代相当分の単価	96.3	84.1	<u>△12.65%</u>
	上下水道料金相当分の単価	100.0	100.7	0.70%

4 改定後の各サービス購入料及び契約金額

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	1,011,813,889 円	1,011,813,889 円	0 円
サービス購入料B	4,101,656,110 円	3,965,637,449 円	△136,018,661 円
サービス購入料 Bの元本部分	3,745,049,445 円	3,721,047,080 円	△24,002,365 円
割賦金利※	356,606,665 円	244,590,369 円	△112,016,296 円
サービス購入料C	56,746,293 円	56,746,293 円	0 円
サービス購入料D	8,853,637,907 円	8,843,041,915 円	△10,595,992 円
サービス購入料E	269,633,167 円	269,199,327 円	△433,840 円
税抜合計	14,293,487,366 円	14,146,438,873 円	△147,048,493 円
消費税及び 地方消費税相当額	1,114,950,456 円	1,112,147,880 円	△2,802,576 円
税込合計	15,408,437,822 円	15,258,586,753 円	△149,851,069 円

※割賦金利は非課税